

大礼委員会設置内規（令和元年 7 月 1 日現在）

第 1 条 大礼に関する重要事項を審議し，その執行の円滑化を図るため，宮内庁に
大礼委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 条 委員会の構成は，次のとおりとする。

委員長 宮内庁長官

副委員長 宮内庁次長 侍従長 上皇侍従長 皇嗣職大夫 式部官長

委 員 審議官 宮務主管 皇室経済主管 侍従次長 上皇侍従次長 皇嗣
職宮務官長 式部副長（2 人） 書陵部長 管理部長 京都事務所長

参 事 委員長の委嘱する者

2 委員長は，必要があると認めるときは，構成員以外の者の出席を求めることができる。

第 3 条 委員長は，会務を総括する。

2 副委員長は，委員長を補佐し，また，委員長に事故があるときは，あらかじめ
委員長の指名する副委員長がその職務を代理する。

3 委員は，委員長の命を受け，会務を行う。

4 参事は，委員長の特命事項に参画し，意見を述べ，必要な事項を処理するもの
とする。

第 4 条 委員会に次のとおり幹事を置く。

秘書課長 総務課長 宮務課長 主計課長 用度課長 参事官（2 人） 侍従
職事務主管 上皇職事務主管 皇嗣職事務主管 式部官（3 人） 図書課長
編修課長 陵墓課長 管理課長 工務課長 庭園課長 大膳課長 車馬課長
宮殿管理官 調査企画室長 報道室長 京都事務所次長 その他委員長の指名
する者

2 幹事は，会務について，委員を助ける。

第 5 条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会の構成員は，関係の委員及び幹事とし，委員長が指名する。

第 6 条 委員会の庶務は，秘書課において行う。

第 7 条 この内規に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，委員長が定め
る。